

○松山市旅館業法施行条例

平成24年3月23日

条例第18号

改正 平成30年3月23日条例第13号

平成30年7月11日条例第25号

令和2年3月26日条例第14号

松山市旅館業法施行条例（平成15年条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構造設備の基準）

第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下この条において「政令」という。）第1条第1項第8号の規定により条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 換気のための窓その他の開口部を有し、衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とすること。ただし、これに代わる適当な換気のための設備が設けられている場合は、この限りでない。

イ 採光のための窓その他の開口部を有し、自然光線が十分に採光できる構造とすること。

ウ 収容定員に応じた十分な広さを有すること。

(2) 浴室は、屋外から見通しのできない構造とすること。

(3) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下この号及び第5条第2号において同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下この号及び第5条第2号において同じ。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

（ア）浴槽ごとに設置するよう努め、1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。

（イ）ろ材は、逆洗浄（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させる方向とは反対の方向

に流すことにより行う洗浄の方法をいう。第5条第2号キにおいて同じ。)が十分に行えるものであること。

(ウ) 集毛器(毛髪等を除去する設備をいう。第5条第2号スにおいて同じ。)は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設置すること。

イ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合は、循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。エ並びに第5条第2号カ及びツにおいて同じ。)を用いない構造とすること。

ウ 原水(ろ過器を通していない浴用に供する湯水であって、浴槽水以外のものをいう。サ及び第5条第2号において同じ。)の注入口は、循環配管(湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。キ並びに第5条第2号ク及びサにおいて同じ。)に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

エ 循環水は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。

オ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備(第5条第2号チにおいてこれらを「気泡発生装置等」と総称する。)を設置する場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、その空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

カ 屋外に浴槽を設置する場合は、屋外の浴槽水と屋内の浴槽水が配管等を通じて混ざらない構造とすること。

キ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このキ及び第5条第2号タにおいて同じ。)内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合は、還水管(浴槽からあふれ出た湯水を浴用に再利用するための配管をいう。同号タにおいて同じ。)を直接循環配管に接続しない構造で、かつ、回収槽は、地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水を消毒する設備を設けること。

ク 水位計を設置する場合は、配管内を洗浄及び消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。

ケ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。

コ 調節箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するために設ける設備をいう。第5条第2号ナにおいて同じ。)を設置する場合は、清掃が容易に行え、

かつ、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。

サ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。第5条第2号ウ及びエにおいて同じ。）は、完全に排水できる構造とすること。

(4) 便所の位置は、公衆衛生上支障がないと認められる場合を除き、井戸及び調理場（配膳室を含む。）から適当な距離を有すること。

2 政令第1条第2項第7号の規定により条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、前項各号の要件を満たすものであることとする。

3 政令第1条第3項第5号の規定により条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、第1項第1号ウの要件を満たすものであること。

(2) 便所は、第1項第4号の要件を満たすものであること。

（清純な施設環境を保持しなければならない施設）

第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める清純な施設環境を保持しなければならない施設は、次のとおりとする。

(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(3) 青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。以下この号において同じ。）の利用に供され、又は多数の児童の利用に供されるものであって、市長が指定するもの

2 市長は、前項第3号に規定する施設を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（意見を聴取すべき者）

第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により前条第1項の施設につき清純な施設環境が害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次のとおりとする。

(1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長

(2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

- (3) 前2号以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるときは、当該監督庁
- (4) 前3号以外の施設については、当該施設の存する市町長
(営業施設の衛生措置の基準)

第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室については、次に掲げるところによること。

ア 直射日光が著しく射入する室は、カーテン、すだれ等で光を遮ること。

イ 土地の状況、季節等の関係で湿度が高く人の健康を害するおそれがあると認められる場合は、床下にコンクリートたたきその他適当な防湿措置を施すこと。

ウ 空気調和設備を有する場合は、保守点検を定期的に行い、故障、破損等があるときは、速やかに補修して、適切な室温及び湿度を保つこと。

エ 室内に便所、下水、ごみため等の臭気が入らないよう処置すること。

オ ごみ箱を備え、1日1回以上ごみの処分をすること。

カ 室内は、1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒を行うこと。

キ 客室の番号又は名称及び定員を表示すること。

(2) 浴室等については、次に掲げるところによること。

ア 浴室は、常に清潔に保つこと。

イ 原水のうち水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第2条第1項に規定する水道により供給される水をいう。セにおいて同じ。）以外の湯水を使用したもの及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

ウ 貯湯槽を使用する場合にあつては、当該貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

エ 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下この号において同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃、消毒並びに設備の破損等及び温度計の性能の確認を行うこと。

オ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。

カ 浴槽水は、毎日1回以上完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。セ及びチにおいて同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこととする。

キ ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、生物膜を適切な消毒方法で除去し、かつ、浴槽に湯水があるときは、ろ過器を常に作動させること。

ク 循環配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去し、かつ、1年に1回程度生物膜の発生状況を点検し、生物膜がある場合は、除去すること。

ケ 配管は図面等により、その配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去する等必要な措置を行うこと。

コ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の塩素濃度を頻繁に測定して、当該塩素濃度は、次の基準のとおりとし、当該測定の結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を講じるときは、この限りでない。

(ア) 塩素系薬剤（結合塩素のモノクロラミンを除く。）を使用するときは、遊離残留塩素濃度を通常は1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大でも1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。

(イ) 結合塩素のモノクロラミンを使用するときは、結合残留塩素濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

サ 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に投入すること。

シ 消毒装置の維持管理を適切に行い、浴槽に湯水があるときは、常に作動させること。

ス 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

セ 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める頻度で定期的な水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

(ア) 原水（水道水のみを用いるものを除く。） 1年に1回以上

(イ) 連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上

(ウ) 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

ソ セの水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果がイに定める水質基準に適合しない場合は、直ちに、その旨を市長に届け出ること。

タ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

チ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃及び消毒を行い、かつ、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。

ツ 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。

テ 水位計配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

ト シャワーは、1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、かつ、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、内部の汚れ及びスケールの洗浄及び清掃を1年に1回以上行うこと。

ナ 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

ニ 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないようにすること。

ヌ 脱衣場を設ける場合は、常に清潔に保つとともに、衣類の保管ができる棚、脱衣箱、脱衣籠等を設け、これらを常に清潔に保つこと。

ネ 入浴者の見やすい場所に、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう注意を喚起する表示をすること。

ノ 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(3) 便所については、次に掲げるところによること。

ア 便所は、1日1回以上清掃し、常に清潔に保つとともに、臭気の防除に努めること。

イ 衛生害虫等の侵入及び発生を防止すること。

ウ 水洗式便所には、別に汚物容器を備えること。

エ 手洗設備は、流水式とし、十分に水を供給すること。

- (4) 施設全体を常に清潔に保つとともに、ねずみ及び衛生害虫等の防除を行うこと。
- (5) 照明設備は、照度を測定するなど保守点検を定期的に行い、故障、破損等がある場合は、速やかに補修して、宿泊者の安全衛生又は業務上の必要な照度を満たすこと。
- (6) 宿泊者用の寝具は、白布その他の清潔な布で覆うこと。
- (7) 寝具、貸衣類等は、定員数以上の数を備え、常に清潔に保ち、かつ、衛生的に保管すること。
- (8) 敷布、掛布、貸衣類等は、使用者の異なるたびに洗濯すること。
- (9) 従業者の数に応じて適当な数の私室を設けること。
- (10) 従業者は、身体及び衣服を常に清潔に保つこと。
- (11) 適当な救急薬剤及び材料を常時備えておくこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する措置を講じること。

(宿泊拒否の事由)

第6条 法第5条第1号及び第2号に規定する場合のほか、同条第3号の規定により営業者が宿泊を拒むことができる事由として条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が明らかに支払能力を有しないと認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が公衆衛生上他の客の宿泊に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、正当の事由があると認められるとき。

(営業許可の通知等)

第7条 市長は、法第3条第1項の許可をしたときは当該許可を証する書面により、許可をしなかったときはその旨を記載した書面により、当該許可の申請をした者に通知するものとする。

2 営業者は、前項の許可を証する書面を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(基準の緩和等)

第8条 市長は、営業の施設の特性に応じ、公衆衛生上支障を来さないと認める範囲内で、第5条に定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存するホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業若しくは下宿営業の施設（以下この項において「ホテル営業等の施設」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中的ホテル営業等の施設に係る構造設備が第2条に規定する構造設備の基準に適合しないときは、当該ホテル営業等の施設に係る構造設備については、同条の規定は、平成25年3月31日までの間は、適用しない。

付 則（平成30年3月23日条例第13号）

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

付 則（平成30年7月11日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月26日条例第14号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項及び第4項において「施行日」という。）前に工事が完了し、若しくはこの条例の施行の際現に工事が行われている旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業の施設（以下この項において「旅館・ホテル営業等の施設」という。）又は現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請をしている旅館・ホテル営業等の施設に係る構造設備の基準については、第1条の規定による改正後の松山市旅館業法施行条例第2条第1項第3号ア（ア）並びに同号ウからオまで及びキからサまでの規定にかかわらず、なお従前の例による。